議案第20号 説明資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る 関係条例の整備に関する条例(第1条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条	○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条
例	例
(昭和46年2月26日 条例第3号)	(昭和46年2月26日 条例第3号)
第1条~第5条 略	第1条~第5条 略
<u>別表(第3条関係)</u> 	<u>別表(第3条関係)</u> (単位:円)

+6½ 目目 たた	粉火		報酬	費用弁償額	
機関等	職制	<u>単位</u>	報酬額		
<u>教育委員会</u>	<u>委員</u>	<u>月額</u>	<u>37, 500</u>	町長相当額。ただし、 十勝管内の市町村に日 帰り旅行をした場合の 日当は、次による。 (1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・ 池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町 村 2,400円	
選挙管理委員	<u>委員長</u>	<u>日額</u>	9,000	IJ	
<u>会</u>	<u>委員</u>	<u> "</u>	<u>8, 200</u>		
公平委員会	委員長	日額	<u>9,000</u>	<u> 11</u>	

報酬 区分 費用弁償額 単位 報酬額 教育委員会 委員 町長相当額。ただ 月額 37, 500 し、十勝管内の市 委員長 日額 9,000 選挙管理委員会 町村に日帰り旅行 委員 日額 8,200 をした場合の日当 委員長 日額 9,000 公平委員会 は、次による。 委員 日額 8,200 (1)幕別町内 識見者の 月額 125,000 委員 650 監査委員 (2) 带 広 市 · 音 更 議会議員 <u>46, 0</u>00 月額 町·池田町 の委員 1,000 会長 月額 57, 500 (3)前2号以外の各 農業委員会 会長代理 月額 43,000 町村

	現	行	条例					改正	条	例	
	委員		8, 200					委員	 月額	37, 500	2, 400
	識見者の委員	月額	125,000			固	定資産評価審査委	委員長	日額	9,000	
監査委員	議会議員の委		46, 000	<u> 11</u>		員:	<u>숙</u>	<u>委員</u>	日額	8, 200	
	員					<u>附</u>	介護認定審査会	会長(合			
	<u>会長</u>	<u>月額</u>	<u>57, 500</u>			<u>属</u>		議体の長	日額	<u>12, 000</u>	
農業委員会	会長代理	<u>"</u>	43,000	<u>""</u>		<u>機</u> 関		<u>含む。)</u>			
	委員		<u>37, 500</u>			<u> </u>		<u>委員</u>	<u>日額</u>	<u>10, 000</u>	
固定資産評価		日額	9,000	<u> 11 </u>			障害程度区分認	<u>会長</u>	<u>日額</u>	<u>12, 000</u>	
審查委員会	委員	<u> </u>	<u>8, 200</u>	_			定審查会	<u>委員</u>	日額	<u>10, 000</u>	
介護認定審査	会長(合議体 の長含む。)	日額	<u>12, 000</u>	<u>n</u>			予防接種健康被 害調查委員会	<u>委員</u>	日額	<u>12, 000</u>	
<u>会</u>	委員]]	10,000	_			その他の附属機	会長等	日額	<u>5, 700</u>	
障害程度区分	会長	日額	12,000				関	<u>委員</u>	日額	<u>5, 200</u>	
認定審査会	委員	<u> "</u>	10,000	<u>"</u>			門委員		日額	<u>5, 200</u>	
執行機関の附	委員長	日額	5,700	"			<u> </u>		日額	<u>10, 800</u>	町長相当額。ただ
属機関の委員	委員	<u>"</u>	5, 200	<u>"</u>			学長職務代理者		日額	<u>8, 900</u>	し、町内日当は
専門委員	<u>委員長</u>	<u>日額</u>	<u>5, 700</u>	II.			<u>拳立会人</u>		<u>日額</u>	<u>8, 900</u>	650円とし、宿泊
<u>等门安貝</u>	<u>委員</u>	<u> "</u>	<u>5, 200</u>				票管理者		日額	<u>10, 800</u>	しない場合は送致
	選挙長	1 回当		町長相当額。ただし、			票管理者職務代理者	· -	日額	<u>8, 900</u>	立会人を除き支給
		たりの	10, 700	町内日当は650円とし、			票立会人		日額	<u>8, 900</u>	<u>しない。</u>
		<u>/こ / / / / </u>	宿泊しない場合は支給	投票所の投票管理者			<u>日額</u>	<u>12, 800</u>			
その他の特別		<u> </u>		しない。			日前投票所の投票管	, .	日額	<u>11, 300</u>	
職の職員	選挙長職務代	<u> "</u>	8,900	<u>"</u>			票管理者職務代理者	· -	日額	<u>10, 800</u>	
	<u>理者</u>			_			票所の投票立会人		日額	<u>10, 900</u>	
	選挙立会人	,,	0 000	"			日前投票所の投票立		日額	9,600	
	<u> </u>	<u> 11</u>	<u>8, 900</u>	<u>"</u>		<u>備</u>	考 費用弁償額に~ 年条例第15号)第				関する条例(昭和31
	開票管理者	<u> 11</u>	10, 700	<u> 11 </u>			<u> </u>	704本ツが比	- と週用し	<u>/'みヾ゚。</u>	
	開票管理者職	<u>"</u>	8,900	<u> </u>							

現	行	条 例		改 正 条 例
務代理者				
開票立会人	<u> 11</u>	<u>8, 900</u>	<u> 11 </u>	
投票管理者	<u> 11</u>	<u>12, 700</u>	<u> 11 </u>	
投票管理者職 務代理者		<u>10, 800</u>	<u>"</u>	
<u>投票立会人</u>	<u>"</u>	10, 800	町長相当額。ただし、 町内日当は650円とし、 宿泊しない場合は送致 立会人を除き支給しな い。	
弁償額について 第15号)第32条			費に関する条例(昭和31	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例(第2条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例

○幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例

(昭和53年3月14日 条例第8号)

第1条 この条例は、<u>幕別町が嘱託する医師、薬剤師、訓練師、看護師及びこれら</u> <u>の補助者(以下「嘱託医等」という。)</u> に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

第3条 報酬は、次により支給する。

- (1) 日額により報酬の額を定められている<u>嘱託医等</u>の報酬は、職務従事後に支給する。
- (2) 月額により報酬の額を定められている<u>嘱託医等</u>の報酬は、その月の末日までに支給する。
- (3) 年額により報酬の額を定められている<u>嘱託医等</u>の報酬は、これを3回に分け、8月、12月及び翌年4月の10日までに支給する。
- 2 新たに月額の報酬を受けることとなった<u>嘱託医等</u>にはその日から、新たに 年額の報酬を受けることとなった<u>嘱託医等</u>にはその日の属する月から報酬を 支給する。
- 3 月額の報酬を受ける<u>嘱託医等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日まで、年額の報酬を受ける<u>嘱託医等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日の 属する月まで報酬を支給する。
- 4 前2項の規定による報酬の額は、月額の報酬の場合にあっては日割により、年額の報酬の場合にあっては月割により計算する。

改 正 条 例

○<u>特別職の職員で医師等</u>の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和53年3月14日 条例第8号)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で医師、薬剤師及びこれらの補助者(以下「医師等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

- 第3条 報酬は、次により支給する。
- (1) 日額により報酬の額を定められている医師等の報酬は、職務従事後に支給する。
- (2) 月額により報酬の額を定められている医師等の報酬は、その月の末日までに支給する。
- (3) 年額により報酬の額を定められている医師等の報酬は、これを3回に分け、8月、12月及び翌年4月の10日までに支給する。
- 2 新たに月額の報酬を受けることとなった<u>医師等</u>にはその日から、新たに年額の報酬を受けることとなった<u>医師等</u>にはその日の属する月から報酬を支給する。
- 3 月額の報酬を受ける<u>医師等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日まで、 年額の報酬を受ける<u>医師等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日の属する 月まで報酬を支給する。
- 4 前2項の規定による報酬の額は、月額の報酬の場合にあっては日割により、年額の報酬の場合にあっては月割により計算する。

現 行 条 例

第4条 費用弁償は、嘱託医等が職務に従事したときに支給する。

2 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

別表

(単位:円)

				<u>(早世: </u>		
嘱託区分		報酬		弗田允億妬		
		<u>単位</u>	報酬額	費用弁償額		
保 指導	<u>医</u>	年額	<u>670, 000</u>	町長相当額。ただし、日当は13,500		
健 指導	歯科医		<u>270, 000</u>	町長相当額。ただし、日当は13,500		
医 巡回	診療医	日額	<u>12, 400</u>	町長相当額。ただし、日当は9,100		
師 機能[回復訓練医		<u>12, 400</u>			
機能回復	复訓練士	<u>"</u>	<u>10, 000</u>	<u>町長相当額</u> ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅 行をした場合の日当は、次による。 幕別町内 740 帯広市・音更町・池田町 1,000 前2号以外の各町村 2,400		
予防接種医師		_	_	町長相当額。ただし、日当は1箇所に つき29,300		
予防接種看護師			_	町長相当額。ただし、日当は3,900		
保育所	<u>医師</u>			町長相当額。ただし、日当は21,500		
幼稚	歯科医師	<u> </u>		町長相当額。ただし、日当は21,500		
園学校	薬剤師	_		町長相当額。ただし、日当は10,800		
医師等	補助者	_		町長相当額。ただし、日当は2,900		
産業医		月額	25, 100	町長相当額。ただし、日当は650		

備考 嘱託医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。こ の場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。

改 正 条 例

第4条 費用弁償は、<u>医師等</u>が職務に従事したときに支給する。 2 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

別表

(単位:円)

豆八		報酬		世 田 乙 勝 梅	
	<u>区分</u>		単位	報酬額	費用弁償額
<u>保</u>	<u>指導</u> [<u>医</u>	<u>年額</u>	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
<u>健</u> 医	指導的	<u> </u>	年額	<u>270, 000</u>	町長相当額。ただし、日当は13,500
師	巡回記	診療医	日額	<u>12, 400</u>	町長相当額。ただし、日当は9,100
	予防接種医師			<u>–</u>	町長相当額。ただし、日当は1箇所に
1, 1					<u>つき29,300</u>
	<u>育所</u>	医師			町長相当額。ただし、日当は21,500
	<u>幼稚</u> 学校	歯科医師	П		町長相当額。ただし、日当は21,500
	師等	薬剤師			町長相当額。ただし、日当は10,800
		補助者			町長相当額。ただし、日当は2,900
産	<u>業医</u>		月額	<u>25, 100</u>	町長相当額。ただし、日当は650

備考 医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。この場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。